

森 第 1 1 4 2 号

平成 2 5 年 1 2 月 5 日

各 市 町 村 長 様

千葉県農林水産部長

きのこ原木を自ら伐採等する場合の放射性セシウム検査について

日頃から、特用林産物の検査の実施や生産者等への指導について、特段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、きのこ栽培に用いる原木は、『きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について』（平成 23 年 10 月 6 日付け 23 生産第 4743 号、23 林政経第 213 号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、同部木材産業課長連名通知）により 50 ベクレル/kg（乾重量）以下であることを確認して使用することとされていますが、きのこ原木における放射性セシウム濃度については、千葉県農林総合研究センター森林研究所の調査により、幹の下部より枝の方で高いことがわかってきました。

そこで、きのこ原木の伐採時期を迎えるにあたり、安全性を重視した検査が実施されるよう別紙のとおりリーフレットを作成しましたので、生産者への周知に御協力くださるようお願いいたします。

千葉県農林水産部森林課  
林業振興室  
TEL：043-223-2966  
FAX：043-225-7448